

令和6年3月

保護者の皆様へ

大阪市教育委員会

学校給食費の取扱いについて（お知らせ）

学校給食の実施にあたりまして、平素からご協力いただきありがとうございます。
令和6年度からの学校給食費を下記のとおり取り扱いますので、お知らせいたします。

記

1 学校給食費について

児童生徒の学校給食費については、全員全額無償とする学校給食費の無償化を令和5年度から本格実施しております。なお、生活保護、就学援助受給者は令和5年度同様、引き続き全額無償化措置の対象とせず、それぞれの制度により学校給食費が支給されます。

なお、食材費である学校給食費について、昨今の物価高騰に対応し、給食水準を確保しながら食育の観点をふまえた多様な献立の作成を行うため、一食あたり小学校で25円、中学校で15円の増額改定を行います。

2 学校給食費の改定内容について

(1) 改定額

| 区分 | 1食あたり単価 (値上げ額) |
|------------------------------------|-------------------|
| 小学校及び義務教育学校の第1学年及び第2学年の児童 | 287円 (25円) |
| 小学校及び義務教育学校の第3学年及び第4学年の児童 | 290円 (25円) |
| 小学校及び義務教育学校の第5学年及び第6学年の児童 | 293円 (25円) |
| 中学校の生徒並びに義務教育学校の第7学年、第8学年及び第9学年の生徒 | 350円 (15円) |

(2) 改定時期

令和6年4月分から

3 その他

この取扱いは、令和6年3月の市会の議決により正式に決定されております。